令和８年度　　　　　長表彰候補者調査表 事由書

**別紙４**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 起算日： | | 令和8年1月31日 | 企業・団体名： | |  | 氏　　名: |  | |
| 対象項目 | 「表彰規程」(第2条 第2項) | | | 「表彰内規」(第4条) | | | | 表彰選考に該当する具体的な経歴・成果など | |
| １ | 協会の目的遂行に関し特に貢献した者 | | | イ．協会の本部又は支部の役員として3期以上勤めた者 | | | |  | |
| ロ．本部又は支部事務局長、又はこれに準ずる職務に6年以上勤めた者 | | | |  | |
| ２ | 電気技術の向上又は電気施設の保守安全技術に関し、有益な発明考案をした者 | | | ・電気技術の向上、電気施設の保守安全技術又は作業方法等に関する特許(実用新案登録を含む。)を得たものであって、かつ、当該特許が現に電気保安に役立っていることを証明する書類等がある者とする。 | | | | (証明する書類等を添付する) | |
| ３ | 電気施設の保守安全技術又は作業方法に関し、有益な工夫改良した者 | | | ・電気技術の向上、電気施設の保守安全技術又は作業方法等に関する工夫改良を行い、事業場内又は一般に広く採用されたものであって、公的機関等から評価された旨を証明する書類等がある者とする。 | | | | (証明する書類等を添付する) | |
| ４ | 電気施設の建設又は運営に関し、功績顕著な者  (イ～ニのいずれにも該当する者) | | | イ．最近5年以上にわたり、電気関係報告規則に基づく報告すべき電気事故(当該者の責めに帰するものに限る。)が発生していないこと。 | | | |  | |
| ロ．電気関係法規の手続き及び電気保安技術上の義務を忠実に実行していること。 | | | |  | |
| ハ．保安規程を遵守していること。 | | | |  | |
| ニ．電気施設の改善に努力のあとが見られ、評価された旨を証明する書類等があること。 | | | | (証明する書類等を添付する) | |
| ５ | 電気施設における重大な災害を未然に防止した者 | | | ・感電死傷事故及び電気火災事故等による災害を未然に防止した者とし、証明する書類等がある者とする。 | | | | (証明する書類等を添付する) | |
| ６ | 電気施設の保守安全業務に関し、永年にわたり無事故の電気主任技術者  (イ～ハの規定を満たす者) | | | イ．電気主任技術者(主任技術者制度の解釈及び運用(内規)に規定する電気管理技術者及び電気保安業務担当者を含む。)として5年以上の業務経歴を有すること。 | | | |  | |
| ロ．電気技術者として20年以上の年数を有すること。(年数の算出は、第6条第1号における学校を卒業した以後か又は、電気主任技術者免状等を取得した以後から算出する) | | | |  | |
| ハ．最近5年以上にわたり電気関係報告規則に基づく報告すべき電気事故(当該者の責めに帰するのに限る。)が発生していないこと。 | | | |  | |
| ７ | 電気技術、電気施設の保守安全技術、電気施設の建設又は電気施設の運営に関し、永年にわたり貢献した者 | | | ・原則として、電気技術者として30年以上の実務経歴を有する者とする。(年数の算出は、第6条第1号における学校を卒業した以後か又は、電気主任技術者免状等を取得した以後から算出する。) | | | |  | |
| 【表彰内規 第3条より】  一　原則として、各支部の支部長表彰を受賞した後、3年以上にわたり、引き続き表彰規程(以下、「規程」という。)第2条第2項各号の一に該当する功績等が有る者  二　規程第2条第2項第一号、第六号及び第七号の規定により表彰する者にあっては、原則として年令満50歳(協会の正会員としての期間が10年以上の者にあっては45歳)以上の者  三　協会の維持会員の役員及び従業員にあっては、第一種電気工事士、電気主任技術者の免状の交付を受けている者であって、5年以上の電気関係業務の経歴があり、かつ、協会において活動の実績がある者  四　正会員にあっては、5年以上の電気関係業務の経歴を有する者  2　支部長表彰の対象となる者は、前項第二号から第四号の規定に準ずる者であること。 | | | | | | | | | |